

大阪駅前ビル地下駐車場規則

(大阪駅前第1ビルから大阪駅前第4ビル)

大阪市街地開発株式会社（以下「当社」という。）は、大阪駅前第1ビル地下駐車場（以下「第1ビル」という。）大阪駅前第2ビル地下駐車場（以下「第2ビル」という。）、大阪駅前第3ビル地下駐車場（以下「第3ビル」という。）、大阪駅前第4ビル地下駐車場（以下「第4ビル」という。）の円滑な管理運営を図るため、次のとおり、使用規則を定める。

(目的)

第1条 駐車場は自動車・自動二輪車の駐車格納を目的としたものであり、駐車場月極使用契約者（以下「契約者」という。）及び時間貸し駐車制度利用者（以下「時間貸し利用者」という。）及び平日定期券、平日通勤定期券、二輪車定期券の購入者（以下「定期購入者」という。）は自動車・自動二輪車の駐車格納以外の目的で駐車場を使用してはならない。

自動車の格納は、1区画につき自動車1台とする。

(営業時間)

第2条 営業時間は、午前6時から午後11時までとし、年中無休とする。ただし、1月1日から1月3日の間は、下記のとおりとする。

ビル名	月極	時間貸し
大阪駅前第1ビル	1/1～1/3 営業	1/1～1/3 休業
大阪駅前第2ビル	1/1～1/3 営業	1/1 休業・1/2～営業
大阪駅前第3ビル	1/1～1/3 営業	1/1 休業・1/2～営業
大阪駅前第4ビル	1/1～1/3 営業	1/1 休業・1/2～営業

(駐車料金)

第3条 駐車料金は、次のとおりとする。

(1) 月極契約駐車料金

1台につき第1・第2ビルは月額60,000円（消費税別）、第3・第4ビルは月額70,000円（消費税別）とする。

(2) 平日定期券（第1・第2・第3ビル）

指定日を除く月曜日から金曜日の営業時間内（午前6時から午後11時まで）に限り、1ヶ月35,000円（消費税込）とする。ただし、指定日に利用並びに駐泊した場合は、料金を加算する。

※指定日とは、土曜日・日曜日・祝日・振替休日・1月1日から3日。

※駐泊とは、午後11時から翌午前6時までの夜間閉鎖中に駐車すること。

※紛失等による定期券の再発行は行わない。

(3) 平日通勤定期券（第1・第2・第3ビル）

指定日を除く月曜日から金曜日の営業時間（午前6時から午後11時まで）のうち指定された時間（午前7時から午後9時まで）に限り、1ヶ月30,000円（消

費税込)とする。ただし、指定時間外・指定日に利用並びに駐泊した場合は、料金を加算する。

※指定日とは、土曜日・日曜日・国民の祝休日・1月1日から3日。

※駐泊とは、午後11時から翌午前6時までの夜間閉鎖中に駐車すること。

※紛失等による定期券の再発行は行わない。

(4) 二輪車定期券(第1ビル)

第1ビルのみ取り扱いとし、排気量の大・小に限らず、休館日を除く営業時間内(午前6時から午後11時まで)の利用で1ヶ月13,000円(消費税込)とする。

ただし、当社が特に認めるものについては1ヶ月9,000円(消費税込)とする。

※紛失等による定期券の再発行は行わない。

(5) 時間制駐車料金

時間制駐車料金(消費税込)は、駐車20分までごとに300円とし、駐車料金は原則として駐車券を発券交付した時刻から精算(出場)までの時刻とする。

なお、1営業日(午前6時から午後11時まで)1精算につき、最大料金を下記のとおりとする。

駐 車 場 名	平 日	指 定 日
大阪駅前第1ビル地下駐車場	2,400円	2,400円
大阪駅前第2ビル地下駐車場	2,400円	2,400円
大阪駅前第3ビル地下駐車場	2,800円	2,800円
大阪駅前第4ビル地下駐車場	3,300円	3,300円

なお駐泊した場合は2,100円を加算する。

二輪車は駐車30分までごとに100円とし、駐車料金は駐車券を発券交付した時刻から精算(出場)までの時刻とする。なお、1営業日(午前6時から午後11時まで)1精算につき、最大料金を1,000円とする。また、駐泊した場合は700円を加算する。ただし、二輪車の取扱いは第1ビルのみとする。

※最大料金は繰り返し適用。

※指定日とは、土曜日・日曜日・国民の祝休日・1月1日から3日。

※駐泊とは、午後11時から翌午前6時までの夜間閉鎖中に駐車すること。

(6) 障がい者使用車両の割引料金

障がい者が運転若しくは同乗する車両で、障がい者手帳を提示した場合、前号の時間制駐車料金を半額とする。

また、駐泊した場合の料金は対象外とする。

※駐泊とは、午後11時から翌午前6時までの夜間閉鎖中に駐車すること。

(7) 駐 泊

第5号の規定により駐泊する場合は、予め、駐車場管理室にその旨を届け出なければならない。なお、2泊以上連続して駐泊を行う場合は、2日間ごとに使用料金の精算を行わねばならない。

(8) 駐車時間

時間制駐車場は短時間の駐車を目的としているため、最長の駐車時間は駐車開始時刻から48時間までとする。但し当社に事前に承認を受けた場合はこの限りではない。

(9) 支払方法

当駐車場で掲示されている方法にて支払するものとする。

(月極契約)

第4条 月極契約の申込みを受けた場合、契約を締結するとともに月極駐車カードを発行する。ただし、当社が管理上特に支障があると認める場合はこの限りでない。

2. 月の途中で契約した場合の駐車料金は日割計算とし、契約と同時に納入するものとする。月の途中で解約又は解除したときは当該月の駐車料金全額を支払うものとし、日割り計算は行わない。
3. 駐車料金は毎月月末までに翌月分を当社の指定する方法で納入するものとする。
4. この規則に違反し、又は当社の指示に従わない場合、即時契約を解除することができる。
5. 車両格納以外の目的で使用しない。

(保証金)

第5条 月極契約の保証金は1台につき月極契約駐車料金の3ヶ月分とし、契約締結と同時に預託するものとする。ただし、保証金に利息はつけない。

2. 契約が終了したとき保証金は返還する。ただし、駐車料金等この規則に定める料金に未納があるときはこれに充当し、残額がある場合はその額を返還する。

(回数券・大阪市駐車場共通回数券)

第6条 駐車場利用者又はその関係者等(以下「利用者」という。)の便宜を図るため回数券を販売する。その種別は次のとおりとする。

回数券 300円券 55枚セット 15,000円(消費税込)

大阪市駐車場共通回数券の販売はしない(最寄りの販売場所の案内のみ行う)

(入場できる車両)

第7条 駐車場に入場できる車両は構造及び設備上、別表1のとおりとする。

(入場の方法)

第8条 契約者及び定期購入者は月極駐車カードまたは定期券を携帯し、入口で駐車券発行機にカードを挿入して入場する。

2. 時間制駐車車両は入口で駐車券発行機にて駐車券を自動発券して入場する。

(場内走行)

第9条 駐車場内では時速5キロメートル以下で、場内標識及び駐車場係員の指示に従い事故のないよう走行しなければならない。

(駐車)

第10条 契約者は契約スペースに駐車する。

2. 時間貸し利用者及び定期購入者の車両は時間貸し専用スペースに駐車する。二輪車は二輪車専用駐車スペースに駐車する。

3. 駐車中は扉、窓等は完全に施錠し車内物品の盗難・紛失のおそれがないようにしなければならない。

(出場の方法)

第11条 契約者及び定期購入者は、出口自動精算機に月極駐車カードまたは定期券を挿入して出場する。

2. 時間貸し利用者の車両は、事前精算機又は出口自動精算機にて駐車料金を現金若しくは回数券又は大阪市駐車場共通回数券で支払うものとする。

3. 前二項の規定にかかわらず万一駐車券を紛失し、入場時刻を確認できない場合は、駐車場の入場取扱い開始時刻からの料金を徴収する。

(禁止事項)

第12条 駐車場内での禁止事項は次のとおりとする。

(1) 火気・引火物・爆発物・悪臭を発する物等、他人に迷惑を及ぼす恐れのある物を場内へ持込むこと。

(2) 飲酒・喫煙・宿泊その他公序良俗に反する行為。

(3) 指定された駐車スペース以外の場所及び車路に駐車すること。

(4) その他、駐車場の管理運営上支障となる行為。

(5) 当社の承諾なく、当駐車場において営業を行うこと。

(賠償責任)

第13条 利用者が駐車場施設又は当社関係者、他人若しくは他人の車両に損害を与えたときは、それにより当社が被った損害（その結果駐車場の全部又は一部を休業しなければならない場合は、それにより損失した営業利益を含む）を賠償する責を負うものとする。

(免責)

第14条 当社の管理上の過失による事故の場合を除き、天災・火災・漏水等により駐車中の車両及び積載物に生じた損害、並びに紛失・盗難等の事故については一切その責を負わない。

(不正駐車)

第15条 不正駐車（不正な入出庫及び駐車）をした場合は、警察への通報、車両を他の場所へのレッカー移動等若しくはチェーン等で施錠する場合がある。また、その場合は車両の移動、施錠、保管等に要した諸費用と正規駐車料金を請求できるものとし、その他に違約金を請求する場合がある。なお、不正駐車とは次のとおりとする。

(1) 第7条記載の「入場できる車両」に違反した車両。

(2) 車室をまたがる車両や車路に停めた車両。

(3) 事前の承認を受けず48時間を超えた駐車。（月極契約車両を除く）

(4) 駐車料金の精算が完了せずに出庫、または出庫しようとした場合。

(5) 無登録車、車検切れ車、自動車登録番号が取り外されている車両。

(6) その他、駐車場の管理運営上支障となる駐車。

(放置車両の取扱い)

第16条 利用者が、当社への届出を行うことなく7日間を超えて車両を駐車している場合、当社はこれらの利用者に対して、当社HPもしくは駐車場内またはその両方におい

て掲示することにより、当社が指定する日までに当該車両の引取りを請求することができるものとする。

2. 前項の場合において、利用者が、車両の引取りを拒みもしくは引取らないとき又は当社の重大な過失なくして利用者を確認することができないときは、当社は自動車検査証に記載された車両の所有者及び使用者（以下「所有者等」をいう。）に対して通知又は駐車場において、当社が指定する日までに車両の引取りを請求することができるものとする。この場合、利用者は当該車両の所有者等への引渡時に一切の権利を放棄したものとみなし、当社に対して何らの異議または請求を申し立てないものとする。
3. 前二項の請求を書面により行ったにもかかわらず、当社が指定する日までに車両の引取りがなされないときは、当社は、所有者等が引取りを拒絶したものとみなすことができるものとする。
4. 当社は1項の場合において、利用者又は所有者等を確認するために必要な限度において、車両（車内を含む。）を調査することができるものとする。
5. 当社は1項の場合において、管理上支障があるときは、当社HPもしくは駐車場内またはその両方において掲示して予告した上で、車両を他の場所に移動することができるものとし、それにより生じた損害については賠償の責を負わないものとする。
6. 当社は、利用者及び所有者等が車両を引取することを拒み、もしくは引取ることができず、又は当社の重大な過失なくして利用者及び所有者等が確認できない場合、利用者もしくは所有者等に対して通知し、当社HPもしくは駐車場内またはその両方において掲示することにより期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から3ヶ月を経過した後、利用者もしくは所有者等に対して通知し、当社HPもしくは駐車場内またはその両方において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両及び積載物・付属装着物の売却、廃棄その他の処分をすることができるものとする。
7. 当社は6項の規定により車両及び積載物・付属装着物を処分した場合は、延滞なくその旨を利用者もしくは所有者等に対して通知し、当社HPもしくは駐車場内またはその両方において掲示するものとする。
8. 当社は6項の規定により車両及び積載物・付属装着物を処分した場合は、処分によって生じる収入から、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用があればこれを控除し、なお不足があるときは利用者に対して、その支払いを請求し、残額があるときはこれを所有者等に返還するものとする。

（反社会的勢力の排除）

第17条 利用者は、駐車場を利用する場合次の各号に該当しないことを誓約し、確約する。

- (1) 暴力団、暴力団関係企業、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動標榜ゴロ等特殊知能暴力集団等又は暴力主義的破壊活動を行った団体等若しくは行うことを目的としている団体等。
 - (2) その他、前各号に掲げる者に準ずると一般的に判断される者。
2. 利用者は、自らまたは第三者を利用して、当社に対し、次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

- (1) 詐術、暴力的行為または脅迫的言辞の使用等。
 - (2) 事実に反し、自らが反社会的勢力である旨を伝え、または関係団体若しくは関係者が反社会的勢力である旨を伝える事。
 - (3) 当社の名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為等。
 - (4) 当社の業務を妨害し、または妨害する恐れのある行為等。
3. 利用者が第一項に反する場合または前項各号の何れかに該当する行為をした場合は当社は何ら催告を要せずして当該利用者の使用を断ることができる。また、本規程により使用制限をうけた利用者は、本規程から生じた一切の債務を直ちに当社に弁済するものとする。
4. 前項の規程により使用制限をうけた利用者は、当該制限により生じた損害について当社に対し一切の請求をすることができない。

(その他)

第18条 当社は、利用者及び車両の安全確保、不正利用の取締り及び駐車場機器等の維持・管理等の目的・対処用として、場内をビデオ・カメラ等で撮影・録画しており、また捜査・防犯等の資料としてその録画映像を警察等の司法官憲に、提出する場合がある。

(規則等の遵守)

第19条 この規則に違反したり、場内の秩序を乱すおそれがあるもの等、当社が必要と認めた場合は駐車を断り、又は直ちに退場させることがある。

(この規則に定めのない事項)

第20条 この規則に定めのない事項については、法令の規程に従って処理する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

この改正後の規則は、平成14年1月4日から施行する。

この改正後の規則は、平成14年4月1日から施行する。

この改正後の規則は、平成14年7月30日から施行する。

この改正後の規則は、平成19年7月1日から施行する。

この改正後の規則は、平成21年6月1日から施行する。

この改正後の規則は、平成22年2月1日から施行する。

この改正後の規則は、平成26年8月1日から施行する。

この改正後の規則は、平成27年6月1日から施行する。

この改正後の規則は、平成28年6月1日から施行する。

この改正後の規則は、平成28年12月1日から施行する。

この改正後の規則は、令和元年11月11日から施行する。

この改正後の規則は、令和2年11月19日から施行する。

この改正後の規則は、令和3年4月1日から施行する。

この改正後の規則は、令和3年4月26日から施行する。

この改正後の規則は、令和3年9月1日から施行する。

この改正後の規則は、令和4年4月1日から施行する。

この改正後の規則は、令和5年6月26日から施行する。

この改正後の規則は、令和5年12月4日から施行する。

この改正後の規則は、令和6年6月17日から施行する。

この改正後の規則は、令和7年1月31日から施行する。

この改正後の規則は、令和8年9月1日から施行する。

別表 1

ビル別	種 別	全長(mm)	全幅(mm)	高さ(mm)	総重量(kg)	
第1ビル	平 面	5,300	2,000	1,900	5,000	
		一部軽専用		一部1,450		
第2ビル	平 面	5,300	2,000	2,100	5,000	
第3ビル	平 面	5,300	2,000	2,100	5,000	
	機械式(上下)大	5,800	2,050	1,600	2,200	※①
第4ビル	平 面	5,300	2,000	2,100	5,000	
	機械式(横行)大	5,300	1,900	1,550	2,200	※②
	機械式(横行)小	5,000	1,800	1,500	1,700	※③
	機械式(上下)	5,600	2,030	1,600	2,200	※④

※① スペースNo 84・86・93・95・97・99・101・112・114・115
117・119 各上下段 計24台

※② スペースNo 75A・76A・76B・77A・77B・106A・106B
107A・107B・108A・108B・109A・109B
110A・110B 計15台

※③ スペースNo 78A・80A・80B 計3台

※④ スペースNo 87・88・89・90・91・96・97・111・112・113
114・115・116・117・118・119・120・121
122・123 各上下段 計40台